判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(新規)

								(1) 1/94/
				資料番号	49		担当課	薬務衛生課
法令名	旅館業法	根拠条項	3 Ø 2-1		許認可等	旅館業を譲渡する場合の地位		
伍卫石	水阳未 伝		30)	2-1	の内容	の承継承認		

○旅館業法(昭和23年法律第138号)

〔旅館業を譲渡する場合の地位の承継〕

- 第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が当該旅館業 を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承 認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。
- 2 前条第二項(申請者に係る部分に限る。)及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

<第三条の規定>

○旅館業法(昭和23年法律第138号)

[営業の許可]

- 第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 三年を経過していない者
 - 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)
 - 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が 法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する 者があるもの
 - 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供する ものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合にお いて、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めると

きも、前項と同様とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、 次項において「第一条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携 型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(幼 保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。)
- 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定めるもの
 - ○旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)

(清純な施設環境を保持しなければならない施設)

- 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において 準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
 - (2) 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
 - (3) 青少年教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項の児童をいう。以下同じ。)の利用に供され、又は多数の児童の利用に供されるものであって知事が定めるもの
- 2 知事は、前項第3号に掲げる施設を定めたときは、告示するものとする。
- 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)は、前項各号に 掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合 には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく 害されるおそれがないかどうかについて、学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をい う。以下この項において同じ。)については、当該学校が大学附置の国立学校(国(国立大学 法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。 以下この 項において同じ。)が設置する学校をいう。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百 十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」と いう。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専 門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の 教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び 幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び 地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であると きは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第 一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)においては、当該指定都市又は中核 市の長)の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見 を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の 意見を求めなければならない。
 - ○旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)

(意見を聴取すべき者)

- 第3条 前条第1項の施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次のとおりとする。
 - (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
 - (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
 - (3) 前2号以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるときは、当該監督庁
 - (4) 前各号以外の施設については、当該施設の存する市町長
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由

を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。
- ○旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)
 - 〔法人の合併の場合の地位の承継の申請書〕
- 第一条の三 法第三条の二第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 譲受人の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
 - 二 譲渡人の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
 - 三 譲渡の予定年月日
 - 四 営業施設の名称及び所在地
 - 五 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 旅館業の譲渡を証する書類
 - 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
 - ○旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号) (承継承認申請)
 - 第4条 法第3条の2第1項の規定により営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、様式第4号による申請書に、省令第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して 知事に提出しなければならない。
 - (1) 法第3条第2項各号に該当する場合にあつてはその内容を具体的に記載した書類、該当しない場合にあっては疎明書
 - (2) 営業施設付近150メートル以内の見取図